

第1 監査の対象

まちづくり推進部(都市政策課、都市整備課、住宅政策課、ニュータウン創生課、建築指導課)

第2 監査の期間

令和4年12月8日から令和5年2月28日まで

第3 監査の方法

令和4年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 隨意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。
- ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

(2) 補助金の交付に関する事務

- ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。
- イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。
- ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

まちづくり推進部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 覚書締結の事務手續が適切でなかったもの

高蔵寺駅周辺地区都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の管理業務について、令和4年度の管理費用の支払に関する覚書を令和3年度中に締結していた。

支出の原因となる覚書の締結に当たっては、歳出予算に基づく契約行為として春日井市契約規則等に基づき適正な事務処理をされたい。

(ニュータウン創生課)

(2) 財産管理等に関する事務

ア 備品管理の事務手續が適切でなかったもの

機器更新により不用となったパソコンについて、不用決定をすることなく廃棄

処分されていた。

備品の出納に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。
(住宅政策課)